

# 山梨県公報

第六十七号

令和二年

一月二十七日

月曜日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	甲斐中央線	甲斐市大下条字御岳田九七九番一地从先から甲斐市大下条字御岳田九九〇番一地从先まで	一一三・三	令和二年一月二十九日

## 目次

- 〇指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種の指定……………一九
- 〇道路の供用開始……………一九
- 〇電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一九
- 〇特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………一九
- 〇大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二〇
- 〇建設業法に基づく監督処分(五件)……………二〇
- 〇公共測量の終了……………二二

## 告示

### 山梨県告示第十三号

山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第八條第一項の規定により、指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種を次のとおり指定する。

令和二年一月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 指定希少野生動物植物種 ヒメスズムシソウ(ラン科)
- 二 特定希少野生動物植物種 ヒメスズムシソウ(ラン科)

### 山梨県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十七日

## 公告

### 山梨県告示第十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三條第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年一月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府昇仙峡線	甲府市千塚四丁目三二一三六番一地从先から甲府市山宮町字鳴塚二四番一地从先まで

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人都留市スポーツ協会
  - 2 代表者の氏名 天野雄次

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市田原三丁目八番三十六号都留市民総合体育館内
- 4 定款に記載された目的 本会は、スポーツを振興して市民の体力の向上とスポーツ文化の高揚を図り、民主的で文化的な社会の建設に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和二年一月十七日から同年二月十七日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社イトーヨーカ堂 トーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博 東京都千代田区二番町八番地八 外六者
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社イトーヨーカ堂甲府昭和店 山梨県中巨摩郡昭和町西条字松ノ木三千百十四番一
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博 東京都千代田区二番町八番地八 外十五者	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博 東京都千代田区二番町八番地八 外十一者

- 3 変更の年月日 平成二十九年九月一日外
- 三 届出年月日 令和二年一月十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年五月二十七日日まで

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。  
 令和二年一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和二年一月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社飯塚工業
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町井之上千五百十一番地
  - 3 代表者の氏名 飯塚潤
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二八）第一三七〇号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
  - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
  - 2 期間 令和二年一月二十八日から同年二月二十六日までの三十日間
  - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。  
 令和二年一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和二年一月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 風間興業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町北千四十七番地一
  - 3 代表者の氏名 風間隆二
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二九）第三一二号
  - 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
    - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人

(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和二年一月二十八日から同年二月二十六日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和二年一月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 矢崎興業株式会社

2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町北千九百九十一番地

3 代表者の氏名 矢崎攻

三 許可番号 山梨県知事許可(特―二九)第二四三六号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和二年一月二十八日から同年二月二十六日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和二年一月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社芦沢組土木

2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町井戸百一十一番地一

3 代表者の氏名 芦澤幸男

三 許可番号 山梨県知事許可(特―三二)第六八五八号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和二年一月二十八日から同年二月二十六日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

て排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により鳴沢村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 鳴沢村の一部
- 三 測量の期間 令和元年七月八日から同年十二月二十七日まで